

物品買入れ等競争入札参加者の資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、立川市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請方法について定めた物品買入れ等競争入札参加者の資格について（平成 25 年 11 月 1 日付け立川市告示第 262 号）を次のとおり変更する。

平成 27 年 4 月 6 日

立川市長 清水 庄 平

第 1 用語の定義

平成 27 年 4 月 6 日付け立川市告示第 17 号（以下「告示第 17 号」という。）

第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

競争入札参加資格の登録申請をする組合は、次により申請しなければならない。

1 申請

組合の競争入札参加資格の登録申請の条件は、告示第 17 号第 2 の 2 と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受

注についての定めがない組合は、申請することができない。

申請は、次のいずれかの審査方法を選択して行う。ただし、企業組合及び協業組合は、審査対象事業者方式を選択することはできない。

(1) 組合売上高審査方式

組合が有する年間総売上高、自己資本額、従業員数、流動比率及び営業年数から客観点数を算出し、組合が有する営業種目ごとの年間売上高から主観点数を算出する方式

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から審査対象事業者（下記ア及びイの条件に該当する者）を5者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、第5に定める算定方法により、審査対象事業者の合算値、平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式

ア 申請する営業種目について、電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

(1)及び(2)の審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請すること。

第3 申請方法

告示第17号第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請することができない。

第4 競争入札の参加者の資格

告示第17号第4と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。

第5 競争入札参加資格の審査基準（告示第17号第5に定める競争入札参加資格の審査基準については同告示第9で別に定める。）

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

告示第17号第5の1と同一とする。

2 等級区分及び審査方法

告示第 17 号第 5 の 2 と同一とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

ア 組合売上高審査方式の場合

告示第 17 号第 5 の 3 (1) と同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

告示第 17 号第 5 の 3 (1) によるほか、次に定めるところによる。

① 年間総売上高

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの総売上高(告示第 17 号第 5 の 3 (1)アの定めに該当する者は、加算率により加算した後の額)を合算して得た額

② 自己資本額

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの自己資本額を合算して得た額

③ 従業員数

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの従業員の数を合算して得た数

④ 流動比率

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動資産を合算して得た額を、審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動負債を合算して得た額で除して得た数値を百分比で表したもの

⑤ 営業年数

審査対象事業者が既に申請した申請日までの営業年数を合算した値を、当該事業者数で除して得た値

(2) 主観的審査事項

ア 組合売上高審査方式の場合

告示第 17 号第 5 の 3 (2) と同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの営業種目ごとの年間売上高を

合算して得た額を、告示第 17 号別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

4 変更申請に伴う客観点数の再審査

組合売上高審査方式により申請した組合について、組合の ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO 14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ若しくは KES・環境マネジメントシステム・スタンダードに関する変更申請があった場合は、告示第 17 号第 5 の 3 (1)7 年間総売上高の加算率による客観点数の再審査を行う。

第 6 申請内容を証明する書類

競争入札参加資格の登録申請を行った組合は、申請後に立川市から申請内容が事実であることを証明する書面を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。

申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、必要に応じ、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

告示第 17 号第 7 の 1 と同一とする。

2 資格の取消し

告示第 17 号第 7 の 2 と同一とする。

3 変更申請

告示第 17 号第 7 の 3 と同一とする。なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く。）の変更を含める。

4 登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更

次の登録申請を行うまでの期間中に登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

告示第 17 号第 7 の 5 と同一とする。

第 8 代理申請

告示第 17 号第 8 と同一とする。

第 9 その他

告示第 17 号第 9 と同一とする。

第 10 立川市独自の取扱い

告示第 17 号第 10 と同一とする。